

令和 7 年 4 月 16 日

伝染性紅斑に関する注意喚起について

令和 7 年第 15 週（4 月 7 日～4 月 13 日）において、県内の伝染性紅斑の定点医療機関当たりの患者報告数が **2.31 人** となり、「**警報レベル**」の開始基準値 **2.0 人** を超えました。

感染予防及び感染拡大防止のため注意喚起します。

1. 県内の発生状況

(1) 定点医療機関当たりの患者報告数（感染症発生動向調査、小児科定点）

週	11 週 3 月 10 日 - 3 月 16 日	12 週 3 月 17 日 - 3 月 23 日	13 週 3 月 24 日 - 3 月 30 日	14 週 3 月 31 日 - 4 月 6 日	15 週 4 月 7 日 - 4 月 13 日
富山県	1.45	1.45	1.72	1.90	2.31
全国	0.81	0.67	0.82	0.63	(4 月 22 日公表予定)

小児科定点医療機関数：富山県 29 医療機関、全国：約 2,000 医療機関

(2) 厚生センター・保健所管内別定点医療機関当たり患者報告数(令和 7 年第 15 週)

新川	中部	高岡	砺波	富山市
1.25	4.67	4.00	0.00	1.60

【参考】

国立健康危機管理研究機構（JIHS）は、伝染性紅斑の流行状況の指標として、下記のとおり、全国共通の基準値を設定しています。

警報→大きな流行が発生または継続しつつあることが疑われる

開始基準値：1 週間の定点医療機関当たり伝染性紅斑患者報告数が 2.0 人以上

終息基準値：1 週間の定点医療機関当たり伝染性紅斑患者報告数が 1.0 人未満

(参考) 富山県／警報、注意報の基準値等(感染症発生動向調査)<https://www.pref.toyama.jp/1279/kansen/ref.html>

2. 伝染性紅斑とは

ヒトパルボウイルス B19 による感染症です。

患者の年齢は、5～9 歳が最も多く、次いで 0～4 歳が多いとされています。

10～20 日の潜伏期間の後、両方の頬に「紅斑」が出現し、リンゴの様に赤くなることが多いため、「リンゴ病」とも呼ばれています。紅斑は手足や体に広がることもあります。約 1 週間で消失しますが、長引く場合や一度消えた紅斑が再度現れる場合もあります。

紅斑が現れる 1 週間～10 日前には、微熱や風邪の様な症状がみられます。この時期にウイルスの排出が最も多くなり、感染力が強くなります。一方、紅斑が現れる時期にはウイルス量は少なくなっており、感染力はほとんどないと考えられています。

大人が罹患すると子どものように頬が赤くなることは少なく、手足の腫れや関節痛、関節の腫れなどが強く現れます。妊婦が感染すると、胎児に異常が起こり流産等の原因になることがあります。

3. 予防のポイント

- ・ 主な感染経路は、感染者の咳のしぶき（飛沫）を吸い込むことによる感染（飛沫感染）や、感染者と接触したりすることによる感染（接触感染）です。
- ・ 流水や石けんによる手洗い、手指消毒の励行などの予防を心がけましょう。
- ・ マスクを用いた咳エチケットも効果的です。
- ・ 妊娠中は風邪症状のある方との接触をできる限り避けましょう。

（※）報道機関の皆様には、県民の方々に対し、感染症予防のため、注意喚起に格段のご協力をお願いいたします。